

北九州広域都市計画地区計画の変更（苅田町決定）

都市計画空港南町地区地区計画を次のように変更する。

名 称	空港南町地区地区計画
位 置	福岡県京都郡苅田町空港南町 8 番地内
面 積	約 2. 0 ha
地区の整備・開発及び保全に関する方針	<p>地区計画の目標</p> <p>本町では、第4次苅田町総合計画において定めた将来都市像「産業と環境と文化と暮らしが調和する持続可能な社会」に基づき、空・陸・海の交通物流基盤の充実のため、北九州空港に関わる諸施策を推進している。</p> <p>当該地区は、周防灘沖 3km の海上に位置し、長さ 4,125m、幅 900m、総面積 373ha の人工島上に建設された本格的な海上空港である北九州空港に隣接しており、空の玄関口にふさわしい企業の誘致を図るために、「人とモノが交流する 21世紀型地方空港の顔づくり」をコンセプトにしている。</p> <p>地区計画は、北九州空港の魅力を十分に活かし、乗降客以外の空港来訪者を取り込んだ人とモノが交流するより広い視野での土地利用を行っていくことを目標とする。</p>
	<p>土地利用の方針</p> <p>北九州空港に隣接した立地条件を生かし、空港隣接型の空港関連サービス業等の集積を図る。</p>
	<p>建築物等の整備方針</p> <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、次のように建築物等の規制及び誘導を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 不適切な用途の混在を防止し、目標とする市街地像へ誘導するため「建築物等の用途」の必要な制限を行う。 (2) 敷地の細分化を防止し、良好なゆとりのある市街地の形成及び保全を図るために、地区の特性にあった「建築物の敷地面積の最低限度」の必要な制限を行う。 (3) 周辺環境と調和するよう屋外広告物の形態及び屋外施設の位置等に配慮した「建築物等の形態又は意匠」の必要な制限を行い、快適な市街地の形成を図る。 (4) 快適で緑豊かな市街地を形成及び保全を図るために、地区の特性にあった「かき又はさくの構造」の必要な制限を行う。

地区施設の配置及び規模	道路	区画道路 1 号線 (幅員 8.5m 延長約 260m) 区画道路 2 号線 (幅員 12.5m 延長約 40m)	配置は計画図表示のとおり
	公園	1 号緑地 (面積約 0.06 ha)	
地区建築物等に係る計画	地区の名称	空港関連サービス業等集積地区	
	地区的面積	約 2. 0 ha	
	用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 航空機の搭載の用に供する建築物 ○ 航空機関連工場（機内食の製造及び航空機の整備、組立、部品製造その他これらに類する事業を行うものに限る。） ○ 店舗・飲食店で床面積が 1,500 m²以下 ○ ガソリンスタンド及びそれに附属する洗車場・整備場 ○ 事務所・営業所 ○ 倉庫 ○ ホテル・旅館 ○ 自動車庫 ○ 建築基準法施行令 130 条の 4 で定める公益上必要な建築物 ○ 専修学校 ○ 診療所 ○ 寄宿舎（空港南町地区で業務に従事する者の居住に供するものに限る。） ○ 集配送のための荷造り、荷崩し、商品組合せ、包装、検品等の作業の用に供する建築物 ○ 自動車修理工場 ○ 前各号の建築物に附属するもの 	
	敷地面積の最低限度	200 m ² 。ただし、公益上必要な建築物の敷地については、この限りではない。	
	形態又は意匠の制限	<p>1 建築物の外観及び屋根の色彩については、原則、次に掲げるモノトーン系を主体としたものとする。</p> <p>また、アクセントカラーの使用についても、同様とし、コーポレートカラー等やむを得ず、その他の色彩を使用する場合は、外壁面積の 10%以下等、必要最小限に止めるものとする。</p> <p>(1) R、YR、Y 系色相で明度 5 以上、彩度 3 以下の色彩。 ただし、R 系色相の明度 9 以上の色彩については、彩度 1 以下とする。</p> <p>(2) G Y 系色相で明度 5 以上、彩度 1 以下の色彩。</p> <p>(3) 無彩色。</p> <p>2 广告物又は看板類の表示は、自己の用に供するものとし、周辺の美観を損なわないものとする。</p> <p>3 外壁及び屋上に付帯する給水施設、電源施設、機械施設、大型室外機等の施設本体は、原則、露出しないものとし、やむを得ず露出する場合は、目隠しの設置や建築物と一緒にしたデザインを施す等、景観に配慮したものとする。</p> <p>4 建築物の形態については、周囲の建築物との調和に配慮するものとする。</p>	
	かき又はさくの構造の制限	道路に面する側には、生垣又は芝、低木等の植栽を設けるなど、緑化に努めるものとする。	